

# 今治市南海トラフ地震防災対策推進計画 (令和2年度修正)の修正概要

## 1. 修正の背景

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が令和元年5月31日に変更された。

また、本市においても「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月（一部改訂）、内閣府）及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の検討に係る事前避難対象地域の設定に関する県指針」（令和元年10月、愛媛県）に準じ、事前避難対象地域の検討を行った。

この基本計画の変更や事前避難対象地域の検討結果等を受け、「今治市地域防災計画 地震・津波災害対策編」（平成31年3月修正）の「第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画」の修正を行った。

## 2. 主な修正概要

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表された場合について

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る以下の措置を明記した。

- 災害警戒本部（災害対策本部）の設置、配備体制等
- 臨時情報の伝達及び発表された後の周知
- 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
- 災害応急対策をとるべき期間等（後発地震に対して1週間警戒等）
- 避難対策等
- 消防機関等の活動
- ライフライン、交通対策
- 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- 滞留旅客等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報の内容

(2) 事前避難対象地域について

- 津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、本市が定めた地域（事前避難対象地域）等について明記し、一覧表及び地域図を追加した。
- 事前避難方法（避難先の確保・運営、避難所への移動方法等）や事前避難推進体制（住民・施設管理者・関係機関等との連携、南海トラフ地震防災対策推進協議会等の情報共有・協議等を行う場の整備・活用の検討）等を定めた。

### (3) その他

- 津波警報や避難指示等を住民等へ迅速に伝達するための緊急防災情報伝達システムを追加
- 津波からの避難場所を一部修正
- 消防機関等の活動において、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立を追加
- 地震が発生した場合の監視・警戒・水防施設の管理者への連絡通知、水門・閘門・防潮扉の操作、人員の配置、水防資機材の点検等を追加
- 港湾管理者の海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限、港湾利用者の避難を追加